

堆肥及び動物の排せつ物に関するチェックシート（原材料について）

該当する回答に○をつけてください

質問項目	回答									
汚泥を使用している	はい	いいえ								
汚泥を使用すると「堆肥」ではなく「汚泥肥料」となり、農林水産大臣の登録が必要となるほか、有機農産物にも利用できない資材となります。汚泥とは、下水道の終末処理施設、し尿処理施設又は工場の排水処理施設等から生じた汚泥のことをいいます。										
魚介類の臓器を使用している	はい	いいえ								
イカの内臓、ホタテのウロなどの魚介類の内臓を使用すると「水産副産物発酵肥料」として登録が必要となります。										
肥料成分を引き上げるために尿素や硫安等を使用している	はい	いいえ								
尿素や硫安等は、腐熟促進材として「堆肥」に使用することはできますが、肥料成分を引き上げる目的で使用することはできません。腐熟促進材としての役割を超えて使用した場合には、普通肥料として登録が必要となります。										
凝集促進剤を使用している	はい※	いいえ								
<p>※ 凝集促進剤を使用している場合に回答してください</p> <p>メーカー名： _____ 製品名： _____</p> <p>該当する□欄にチェックを入れてください</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/> ポリアクリルアミド系 高分子凝集促進剤</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/> ポリアクリル酸ナトリウム系 高分子凝集促進剤</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> ポリアクリル酸エステル系 高分子凝集促進剤</td> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> ポリメタクリル酸エステル系 高分子凝集促進剤</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> ポリアミジン系高分子凝集促進剤</td> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> アルミニウム系無機凝集促進剤</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 鉄系無機凝集促進剤</td> <td></td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> ポリアクリルアミド系 高分子凝集促進剤	<input type="checkbox"/> ポリアクリル酸ナトリウム系 高分子凝集促進剤	<input type="checkbox"/> ポリアクリル酸エステル系 高分子凝集促進剤	<input type="checkbox"/> ポリメタクリル酸エステル系 高分子凝集促進剤	<input type="checkbox"/> ポリアミジン系高分子凝集促進剤	<input type="checkbox"/> アルミニウム系無機凝集促進剤	<input type="checkbox"/> 鉄系無機凝集促進剤	
<input type="checkbox"/> ポリアクリルアミド系 高分子凝集促進剤	<input type="checkbox"/> ポリアクリル酸ナトリウム系 高分子凝集促進剤									
<input type="checkbox"/> ポリアクリル酸エステル系 高分子凝集促進剤	<input type="checkbox"/> ポリメタクリル酸エステル系 高分子凝集促進剤									
<input type="checkbox"/> ポリアミジン系高分子凝集促進剤	<input type="checkbox"/> アルミニウム系無機凝集促進剤									
<input type="checkbox"/> 鉄系無機凝集促進剤										
動物の排せつ物に指定された凝集促進材（□欄の凝集促進材）を使用したものを原料とする肥料は「堆肥」等の特殊肥料として都道府県知事への届出のみで生産・販売できます。										
動物由来の肉や皮等を使用している	はい※	いいえ								
※ 動物由来の肉や皮等を使用する場合に回答してください 動物由来の肉や皮等の使用に必要な手続きを行っている	はい	いいえ								
動物由来の肉や皮等を使用する場合、牛の脊柱が混入しない生産工程の確認（大臣確認）、反芻動物由来の原料が混入しない生産工程の確認（FAMIC理事長確認）、管理措置等など手続が必要となります。										